

3 現場代理人等の取り扱いについて

(1) 現場代理人の現場常駐義務の緩和

次のとおり、現場代理人の常駐義務を緩和します。

本市が発注する工事において、次のア～ウのすべての要件を満たす場合は、現場代理人の「現場常駐」義務を緩和し、（先に請負った工事を含め）2件まで現場代理人の兼務を認めることとします。

ただし、低入札価格調査の対象となった工事及び市が入札公告又は入札（見積り）通知書等において兼務を認めない旨、規定した工事については兼務を認めません。

ア 同工種であること

イ 同一発注者（市長部局、水道部局それぞれで区別。市長部局には教育委員会分を含む。）であること

ウ 当初請負金額（税込み）がそれぞれ500万円未満の工事であること

(2) 営業所専任技術者の主任技術者又は監理技術者との兼務要件の緩和

次のとおり、営業所専任技術者の主任技術者又は監理技術者との兼務要件を緩和します。

次のア又はイに該当する場合、営業所専任技術者と、専任を要しない主任技術者又は監理技術者との兼務については、1件まで認めます。

ただし、次のア～ウのすべての要件を満たす場合においては、（先に請負った工事を含め）2件まで兼務可とします。（ただし、低入札価格調査の対象工事の場合については従来どおり兼務は1件までとします。）

ア 当該営業所において請負契約が締結された工事であること。

イ 工事現場が市内にあり、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあり、営業所における職務に支障がないこと。

ウ 当該2件の当初請負金額（税込み）の総額が2500万円未満であること。

〔適用時期〕

(1)及び(2)については、平成21年7月16日から適用します。